

養殖施設等への乗揚げ注意！

養殖施設や浅瀬等への**乗揚げ海難**が、

今年**6件**発生しています。



事故の主な原因 **見張り不十分** です。

見張り不十分による乗揚げ海難事故事例

宮城県の網地島沖合を航行中、船長はトイレに行くため自動操舵に切り替え操舵室を離れたままの状態で行き続けたところ、進行方向に設置されていた定置網に乗揚げ航行不能となったものです。同船は、機関室が浸水し半水没状態となったものの、乗船していた2名は無事救助されました。



(船長コメント)

乗揚げた時の衝撃はとても大きかった・・・無事で良かった。定置網漁の漁師さんに迷惑をかけて申し訳なかった・・・。

第二管区海上保安本部 海の安全推進室

宮城県塩釜市貞山通3-4-1

(代表) 022-363-0111

(直通) 022-365-9609



🔍 マリレよろず屋 検索

マリレ情報よろず屋URL>>> <https://www.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/yorozuya/>

見張り不十分により乗揚げた場合・・・ 小型船舶操縦者の遵守事項違反に該当する場合があります。

プレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」で小型船舶操縦者(船長)に対し、次の遵守事項を定めています。



酒酔い等操縦の禁止
(法第23条の36第1項)



有資格者による自己操縦
(法第23条の36第2項)



危険操縦の禁止
(法第23条の36第3項)



救命胴衣の着用
(法第23条の36第4項)



発航前の検査の実施
(法第23条の36第5項)



適切な見張りの実施
(法第23条の36第5項)



事故時の対応
(法第23条の36第5項)
※行政処分の対象外

■ 遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
救命胴衣の非着用、発航前の検査義務違反	2点	5点

■ 行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※遵守事項に違反しますと、業務停止等行政処分の対象となる可能性があります。

乗揚げ防止のために！

★見張りの励行



養殖施設内や周囲には、**ブイやボンデン、ロープ等**が多数設置されています。遊漁中であっても、周辺の見張りを徹底しましょう！

★水路調査の励行



海上保安庁では、工事情報・定置漁業権の区域等の海の安全に関する情報を**海の安全情報(スマホ版)**で提供しています。航海計画を決定する際に、活用してください。



海の安全情報スマホ版サイト
(沿岸域情報提供システム)



Water Safety Guide

JCG 海上保安庁



マリレ情報よろず屋
～バックナンバーはこちら～